総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和6年11月8日

事故に伴う損害賠償について

事故に伴う損害賠償について・・・・・・・・・・・・・・・・・・1~2

資 料

事故に伴う損害賠償について

令和6年7月9日(火)、町が管理する高麗山寄附緑地(大磯地内)からの倒木(1本)により、付近の居住用家屋及び普通自動車に損傷を与えた2件の事故が発生しました。 当該事故に係る損害賠償の状況について報告します。

1 居住用家屋に対する損害賠償について

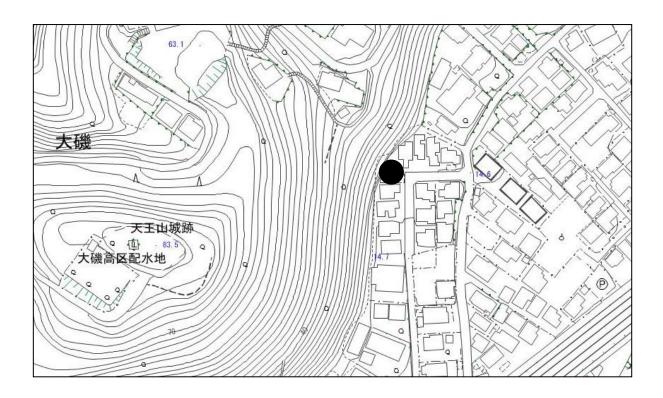
- (1) 事故発生日時 令和6年7月9日(火)午後3時30分頃
- (3) 損害物件 居住用家屋
- (4) 損害賠償額 4,873,022円

※今後、修繕の状況により変更の可能性あり

- (5) 事故の相手方 個人(詳細省略)
- (6) 事 故 の 概 要 町が管理する高麗山寄附緑地(大磯地内)内の樹木1本が個人所 有の居住用家屋に向かって倒れ、枝の一部により当該家屋の屋根 が破損した。
- (7) 経過及び予定 令和6年7月9日 事故発生

令和6年11月中 専決処分及び示談締結

令和6年12月議会 案件提出



2 普通自動車に対する損害賠償について

(1) 事故発生日時 令和6年7月9日(火)午後3時30分頃

(3) 損害物件 普通自動車

(4) 損害賠償額 165,000円

※今後、修繕の状況により変更の可能性あり

(5) 事故の相手方 個人(詳細省略)

(6) 事故の概要 町が管理する高麗山寄附緑地 (大磯地内) 内の樹木1本が倒れた

際、枝葉が付近に落下し、個人宅の敷地内に駐車してあった普通

自動車の表面に細かい傷が生じた。

(7) 経過及び予定 令和6年7月9日 事故発生

令和6年11月中 専決処分及び示談締結

令和6年12月議会 案件提出

